（別紙２）

審査の結果の要旨

氏　名　　大　髙　　広　和

大髙広和氏の論文『日本古代国家と辺境』は、日本古代の辺境認識について日唐律令の比較から新しい視点を提示し、辺境防衛体制の展開をめぐる実態の検討を行った意欲的な研究である。辺境認識をめぐっては、日本古代国家が唐の中華帝国にならい東アジアの「小帝国」を志向したとする石母田正説が通説となっているが、その中で対外的な「隣国」「蕃国」とは別に辺境地域の疑似民族集団「蝦夷」「隼人」を設定して日本的「中華思想」を架構したとする点について、大髙氏は、日唐律令の相違点を示し日本では「蕃」「夷」の別はなかったとして、辺境論に新たな視点を提供した。また、西日本の山城や東北の城柵の歴史的位置、そして九世紀東北における鎮守府の展開を明らかにして、辺境防衛体制をめぐる実態的研究に新しい成果を提示している。

第一部「古代日本の辺境認識と律令」では、「大宝律令と「蕃」「夷」」において、北宋天聖令から新たに復原できる唐令と日本令の検討をもとにして日唐律令における辺境認識を比較し、中国における律令と実際の辺境政策における辺境認識の差を時代背景のなかで示すとともに、日本令の辺境把握では「蕃」と「夷」は対立概念ではなかったと指摘する。この実証的検討は、「蕃」「夷」の別を指摘する石母田説への批判として一定の説得力をもち、今後の研究に新たな影響をもたらした。「日唐律令における帰化規定」では、「帰化」をめぐる日唐律令の比較を行い、唐における律令の帰化規定と現実の帰化政策との間の差を指摘し、日本でも律令における朝鮮半島からの「帰化」規定とは別に蝦夷・隼人の「帰化」があり得たとする。「帰化」についても日本における「蕃」「夷」の別を見直す指摘は、今後の議論に示唆を与えよう。

第二部「辺境防衛体制の展開と辺境支配」は、「辺境防衛体制と古代山城」「辺境防衛体制の展開」「胆沢城鎮守府と九世紀の北辺支配」の三編からなる。辺境防衛をめぐる唐令の選択的継受のあり方や、西日本山城をめぐる辺境防衛体制の展開を明らかにし、大規模な蝦夷反乱を契機に蝦夷対策として東北城柵に置かれる鎮兵・鎮守府の制を、西辺の防人制に代わる辺境防衛体制として位置づける。大宝令で採らなかった鎮・鎮兵制が、養老の遣唐使を契機に唐制をふまえ導入されたという指摘や、西海道でも鎮と山城との関係を展望するなど、考古学的成果を取り入れて有益な成果を示している。

日本古代国家の辺境認識や辺境支配の実態をめぐっては、まだ論及が必要な諸課題が残るものの、日唐比較から新しい視点を示して従来の通説的見解に一石を投じ、東北・西日本における古代国家の辺境支配の展開についても新たな達成をもたらした点で、本論文は日本古代の辺境をめぐる研究に有益な基礎をもたらしたということができる。

よって、本論文は博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。